平成２９年（フ）第２４９号
山梨県甲府市中央５丁目１番33号
破産者　有限会社ケー・プランニング
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８１２号
大阪市西区川口１丁目４番28号
破産者　第一印刷出版株式会社
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５号
福島県南相馬市原町区栄町３丁目97番地
破産者　有限会社ファミリーソーイング
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１０７号
千葉県銚子市猿田町440番地
破産者　**菅**家　末男
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７７６号
川崎市川崎区小田７丁目１番１―107号クリオ川崎六番館
破産者　吉田溶接工業株式会社
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０９号
神奈川県鎌倉市腰越２丁目25番４号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目14番15号
破産者　株式会社五十六商事
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
新潟県魚沼市大白川389番地
破産者　農事組合法人入広瀬山菜組合
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
金沢市彦三町２丁目１番10号
破産者　株式会社アール・エー・エス
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３１号
金沢市彦三町２丁目１番10号
破産者　株式会社エルエスアイ技術
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７７号
福岡県八女郡広川町大字吉常411番地８
破産者　中園　和也
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９６号
福岡市西区上山門１丁目５番１―103号
破産者　橋本　圭司
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８９６号
福岡市南区皿山１丁目11番８号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区長住３丁目40番307号
破産者　椎野榮次郎
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１００３号
福岡市早良区室住団地80番301号
破産者　梅原　弘之
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７３号
福岡市中央区長浜２丁目２番４―509号
破産者　蛯原　　香（旧姓外松）
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４２６号
福岡市博多区西春町３丁目４番９―401号、前住所福岡市東区多の津５丁目５番８―226号
破産者　松野　知己
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１２号
福岡市早良区南庄４丁目４番18―102号
破産者　柏木　孝子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２５号
福岡市南区那の川１丁目22番16―612号
破産者　野口　潤一
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６３号
福岡県春日市須玖南１丁目111番地　サニーピア須玖101号
破産者　久保山　勉
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９２号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番１―1005号
破産者　川嶋　健児
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０１号
福岡市南区玉川町５番19―203号、前住所福岡市南区高木１丁目２番６―201号
破産者　徳永二美代
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部